各高齢者施設・住まい 各介護保険事業所 (政令市、中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス 提供体制確保事業費補助金の申請手続きの簡素化について

このことについて、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金実施要領を改正し、申請と実績報告が同時に行えるな ど、手続きの簡素化を図りましたのでお知らせします。

本事業を活用する場合は、介護情報サービスかながわに掲載の記載例や申請マニュアルを参照の上、電子申請システムにより申請書兼実績報告書を提出してください。

なお、<u>神奈川県内の政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)及び中核市(横須賀</u> 市)に所在する事業所については、それぞれの市に申請する必要がありますので、各市の 案内を御覧ください。

1 補助対象事業所

神奈川県内(政令指定都市及び中核市を除く)に所在する通所系、短期入所系、訪問系、多機能型、入所施設・居住系サービス事業所・施設。

- ※予防を含みます。
- ※サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含みます。
- ※福祉用具貸与事業所は、感染者が発生した介護サービス事業所・施設に応援職員の 派遣を行った場合などに限り対象となります。

2 補助対象経費

令和3年4月1日以降に発生した、新型コロナウイルス感染症への対応における通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を、サービス類型毎の上限額の枠内で補助します(10/10補助、自己負担なし。一部経費については経費ごとの上限設定があります)。

(例)

- ・利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等における、人材確保 のための割増賃金・手当、職業紹介料、事業所・施設等の消毒・清掃費用、感染性廃 棄物の処理費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ・高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひ

っ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった際の追加的な手間について、 かかり増し費用とみなして補助(療養者1人1日あたり1万円、上限15万円、要件に 該当する場合は追加補助あり)

- ・人員基準等の臨時的な取扱いに基づき、居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所における、ヘルパー同行指導への謝金
- ・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等に応援職員の派遣を行った際の職員の 割増賃金・手当、派遣に係る旅費・宿泊費
- ※対象経費の詳細及び上限額は、申請マニュアルを参照してください。

3 申請方法

申請書類及び添付書類を作成し、電子申請システムから提出してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=44443



【申請マニュアル・記載例等掲載場所】

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 19. 補助金・助成金等
 - → 令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における サービス提供体制確保事業費補助金



https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1120&topid=28

※すでに旧様式で申請中の場合でも、交付決定前であれば、新様式で提出し直すことで、 手続きを簡易にすることができます。

4 申請期限

- (1) 令和3年度に発生したコロナ対応に係るかかり増し経費の申請 令和5年1月31日(火)までに、申請後の書類の補正を含め完了している必要が ありますので速やかに申請してください。期限までに補正が完了していない場合、申 請を受け付けられない場合があります。
- (2) 令和4年度に発生したコロナ対応に係るかかり増し経費の申請 令和5年2月28日(火)までに、電子申請を済ませてください。期限直前や期限 後にコロナ対応が発生した場合には速やかに申請してください。

問合せ先

電話番号 045-210-1111 (代表)

(特養、短期入所、養護、軽費) 福祉施設グループ 内線 4853 (老健、居住系) 保健・居住施設グループ 内線 4859

(通所系、多機能型、訪問系) 在宅サービスグループ 内線 4840